

小規模企業共済加入キャンペーンについて

9月～12月において小規模企業共済加入推進を行っています。期間中に契約申込された事業所の皆さんには、先着30名様に記念品を贈呈致します。この機会に是非、加入頂くようお勧めいたします。

小規模企業共済とは、小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です

【加入資格】

- ① 建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
- ② 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
- ③ 上記1、2に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
専従者【奥さん・後継者含む】や社長以外の会社役員
※現在、加入している事業主の皆様へ
今回、新規加入と同時に増額のキャンペーンも行っております。

メリットその1:掛金全額が税額控除対象!! (節税対策になります。)

メリットその2:受け取った共済金は、一括の場合は、『退職所得扱い』、

分割受け取りの場合は、『雑所得扱い』となります。

メリットその3:毎月の積立は、経営者皆様の退職金にもなります。

メリットその4:掛金月額、1,000円～70,000円の範囲で自由に

選ぶことができます。更に、半年払いや年払いも可能です。

加入についてのご相談は、行方市商工会まで
ご連絡下さい。【0299—72—0520】